# 管理運営法人の概要について

# 1 法人形態

		株式会社	合同会社	一般財団法人	一般社団法人	N P O法人 (認定含む)
組織面	根拠法	・会社法		<ul><li>・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</li><li>・特定非営利活動促進法</li></ul>		
	営利・非営利	・営利		・非営利		
	目的事業	・定款に掲げる事業による営利の追求		<ul><li>・目的や事業に制約はない (公益事業、収益事業、共益事業等可)</li></ul>		・特定非営利活動(20分野)
	主な 設立要件	・資本の提供 ・社員1人以上		・設立者1人 ・役員7人以上(理事3人・評議 員3人・監事1人)	·社員(正会員) 2人以上	・特定非営利活動を行うことを主 たる目的とすること ・営利を目的としないものである こと ・社員の資格の得喪に不当な条件 を付けないこと ・法人の活動に賛同する者が10人 以上(常時)であること
	資本金	・1円以上		・設立時に300万円以上の財産拠出	<ul><li>・0円(必要なし)</li></ul>	
	役員の任期	・2年~10年	・任期なし	・代表理事・理事は2年・評議員・監事は4年	・代表理事・理事は2年	・原則2年
	議決権	・出資比率による	・1人1票	・1評議員1票	・1社員1票	・原則1社員1票
	余剰金	・分配できる ・ 分配できる (出資比率によらず 定款で決定)		・分配できない		
配当		・配当できる ・配当金額は原則として持ち株数 に比例する	・配当できる ・持ち分(出資額)に関係なく割 合を決定できる	・配当できない		
		①所有と経営が分離している。 ②活動内容に制約がなく、出資等 の資金調達に適しており、機動的 な組織運営や意思決定が可能。 ③会社の意思決定に出資比率に応 じた議決権の行使で参画できる。	①所有と経営が一致している。 (出資のみの参画は原則認められない。) ②出資額に関わらず平等に議決権が与えられる。 ③基本的な形態は株式会社と共通だが、合同会社という形態の認知度がまだ低い。 ④簡易な設立・有限責任等スモールビジネスに適している。 ⑤会社設立や維持にかかるコストが低い。	①目的や事業に制限がなく、幅広い活動が可能。 ②公益性がなくても設立できる。 ③非営利が徹底されている法人は、法人税が非課税になる。 ④2期連続で純資産額が300万円未満となった場合は解散となる。 ⑤非営利組織は、補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等に適している。	い活動が可能。 ②非営利組織は、補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等に適している。	①対象となる活動が特定非営利活用(20分野)に限定されているが、「まちづくりの推進」や「農村漁村又は中山間地域の振興」が含まれており、幅広い活動が可能。 ②非営利組織は、補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等に適している。

			株式会社	合同会社	一般財団法人	一般社団法人	N P O法人 (認定含む)
		出資者	○:出資・配当による事業期間中の安定的な収入が期待できる ○:人的面での設立のハードルが	○:出資・配当による事業期間中の安定的な収入が期待できる(ただし、出資するだけという法人は原則認められない)		△:出資・配当による参画が不可 (事業期間中の安定的な収入の確 保ができない) ○:人的面での設立のハードルが	△:出資・配当による参画が不可 (事業期間中の安定的な収入の確 保ができない) ○:人的面での設立のハードルが
			高くない	高くない	高い	高くない	高くない
郭	評価	民間事業者	○:市が関与(出資)していることにより、法人の破綻リスクが低い ○:取引先としての法人形態の認	<ul><li>○:市が関与(出資)していることにより、法人の破綻リスクが低い</li><li>△:株式会社に比べ、社会的認知</li></ul>	△:市による関与の在り方が不明 確	△:市による関与の在り方が不明 確	<ul><li>×:団体の自立性や自主性が尊重 され、市の裁量や関与の余地がない</li><li>△:本事業の目的(収益事業)を</li></ul>
		<b>2017</b> 7 1	知度が高い	○ : 株式芸社に比べ、社芸的認知 度が低い			公:本事業の日的(収益事業)を 踏まえると、契約相手としては見 劣りする
			○:市が出資することで主体的な 事業実施が可能	○:市が出資することで主体的な 事業実施が可能	△:市による主体的な事業実施が 難しい	△:市による主体的な事業実施が 難しい	×:市による主体的な事業参画は そぐわない
		市(市民)	○:会社の意思決定に議決権の行 使で参画できる(市の単独議決権 が可能)	△:法人の意思決定に対して市の 意向が反映しにくい	△:法人の意思決定に対して市の 意向が反映しにくい		×:意思決定に対して市の意向を 反映することにはそぐわない
	総		©	0	Δ	Δ	×
	総	合評価	©	0	Δ	Δ	×

外部有識者からの評価	<ul> <li>【まちづくり分野に関する研究者】</li> <li>・ これまで検討してきた内容に合致するのは株式会社であり、結論としては評価のとおりでよい。</li> <li>・ 一般的に、各自治体が関与して設立しているまちづくり会社は、株式会社又は一般社団法人である。</li> <li>・ 株式会社であっても、公益的な活動や事業を継続的に行って市民の認知を得ている事例は全国に多数存在する。</li> <li>・ 活動を継続・発展するために収益を得やすい法人形態として株式会社とするのは合理的判断と言える。</li> </ul>
	<ul> <li>【土地開発事業者】</li> <li>株式会社で問題ないと捉える。</li> <li>不動産(土地)を扱う事業が主となり、収益を上げることが前提となるので、株式会社が最も適している。</li> </ul>

## 2 資本金

## (1) 規模設定の考え方

- 株式会社とする場合、資本金についての法的規定はない。
- ・ 一般的には資本金の大小が社会的信用力につながるとされているが、当該法人の資金計画 においては、融資を受ける予定はないため、資本金の大小による影響は小さいと思われる。
- ・ 資本金としては、【①初期費用+②当面(3か月~6か月分)の運転資金】を確保すると よいとされている。

## (2) 資本金額

設立初期の運営に最低限必要な費用として、資本金は300万円程度を想定

「内訳]

# ① 初期費用 約40万円

・ 法定費用(定款用収入印紙代、定款認証費用、謄本手数料、登録免許税など)

# ② 当面の運転資金 約240万円

- 事務所賃貸料
- ・ 事務用機器 など

### ③ その他 約20万円

- 上記以外の経費
- ※ なお、人件費や事業費を含む運営費用は、市からのエリアマネジメント業務受託収入を 財源に見込み、資本金による業務運営は原則見込まない。

## (3) 外部有識者からの評価

### 【まちづくり分野に関する研究者】

- ・ 資本金は高額である必要はないと思うが、社会的信用力も考慮すると300万円は最低限必要であり、適切な金額と捉える。
- ・ キャッセン大船渡(資本金3,000万円)やオガール紫波(資本金1,000万円)は自ら不動産事業や飲食事業を行っており、エリアに参入している民間事業者も出資を しているため、資本金は高めである。
- ・ 総合プロデューサーが出資する事例では、業績が自らの利益となる仕組みとなっており、本事業でも同様の仕組みを検討してもよいのではないか。

#### 【土地開発事業者】

- ・ 一昔前は1億円程度が主流だったが、昨今は利回りも見込めないこともあり、資本金を低めの額とする傾向にある。
- ・ 管理運営法人は、投資もせず、固定資産も持たず、人的な組織であるため、あまり資本金を持つ必要はないと思う。
- ・ 市が高い比率で出資し、不測の事態には市が負担するという姿勢が見えることから、資本金の額で社会的信用性を証明する必要もないと考えられる。
- 出資金額とモチベーションが比例関係にあることも否めないため、気持ちを引き締めるために出資金額を引き上げるということも選択肢としては考えられる。

